

《2. 特定保健用食品の表示許可に係る調査審議》

【継続審議品目】

- (1) 「ヘルシア サッと健膳 プレーン」
「ヘルシア サッと健膳 プレーン ボトル」
「ヘルシア サッと健膳 レモンオリーブ風味」
「ヘルシア サッと健膳 レモンオリーブ風味 ボトル」 (花王株式会社)

○受田部会長 今日は、御案内のとおり、継続審議品目が(1)「ヘルシア サッと健膳」のシリーズ、新規審議品目として、(2)の「ヴァームスマートフィットウォーター」、株式会社明治、(3)の「1秒オープンおいしいおさかなソーセージ」、マルハニチロ株式会社、この3件がございます。

前回、御出席いただいた委員の皆様には、(1)のヘルシアシリーズについて、2時間ほど御議論いただいたのですが、継続でございますので、まずこの案件から審議をしてみたいと思います。

ただし、この審議経過によっては、途中で時間を区切らせていただいて、具体的には1時間をめどに考えたいと思っているのですが、もし1時間以内に何らかのこの案件に関する審議の区切りがつかない場合には、ペンディングにして、(2)(3)の新規の審議品目へと、まず先に御議論いただこうと思います。そして、その後、もう一度(1)に戻るというところで、時間配分について、委員の皆様にも御留意いただければ幸いです。

進め方に関しては、そういう流れでいきたいと思うのですが、よろしゅうございますでしょうか。ありがとうございます。

それでは、個別品目の表示許可に関する継続審議品目で、花王株式会社の先ほど申し上げた(1)の「ヘルシア サッと健膳 プレーン」「ヘルシア サッと健膳 プレーン ボトル」「ヘルシア サッと健膳 レモンオリーブ風味」「ヘルシア サッと健膳 レモンオリーブ風味 ボトル」の4品を一括で御審議をお願いしたいと思います。

まず事務局から、前回、御審議いただいた経緯と御説明をお願いいたします。

○消費者委員会事務局 それでは、お手元の資料1-1を御覧ください。

これは前回の部会でもお配りした資料でございますけれども、今日、御審議いただきます「ヘルシア サッと健膳」4品目の製品の概要をまとめて表にしたものでございます。

簡単に説明させていただきますと、左側、黄色の色を付けました「ヘルシア サッと健膳 プレーン」と、右側の「ヘルシア サッと健膳 レモンオリーブ風味」の両者の違いは、香料が入っているか、いないかだけの違いということでございます。

それぞれにボトルという名称が付いた商品と付いていない商品がございますが、ボトルという名前が付いていないほうは、1日当たりの摂取目安量であります2.5gのピロー包装になっている商品でございます。ボトルという名前が付いたものは、150g入りのボトルの製品という違いがございます。

第52回新開発食品調査部会 議事録

資料1－2を御覧いただきたいと思います。

ここにこの4品についてのこれまでの審議経過をまとめております。

こちらの新開発食品の評価第一調査会では、昨年7月と12月、2回御審議いただいて、調査会として了承ということになって、こちらの部会に送られております。

こちらの部会では、今年の1月30日に第51回の部会で御審議いただきまして、継続審議になっております。

一方、製品の関与成分は、特保として新規の関与成分ということになりますので、安全性につきましては、食品安全委員会で2回御審議いただきまして、今年の1月21日に評価書が出ていると、そういう流れになっております。

前回、1月30日の第51回の部会で御審議いただいた内容につきましては、受田部会長から、議論をまとめていただいた資料が提出されております。この次にございます資料1－3、こちらが部会長のまとめてくださった資料でございます。これについては、後ほど受田部会長から御説明いただきたいと思います。

調査会から、こちらの調査部会への申し送り事項として、4つございました。

その下を書いておりますけれども、過剰摂取に関する注意喚起表示についてのことです。

次に、加熱調理時の注意喚起表示についての申し送り事項です。

3番目といたしまして、ヘルシアという商品名は、カテキンイメージが強いのではないかという御懸念です。

4番目といたしまして、ボトルの容器形状と併せて、過剰摂取についての御懸念、こういったところが調査会から部会への申し送り事項になっております。

もう1つ、この品目につきまして、今日、御欠席の今村委員からコメントが寄せられておりますので、そちらを御覧いただきたいと思います。少し後になりますけれども、資料4を見ていただけますでしょうか。

資料4に今村委員からのコメントが載っておりますけれども、ジアシルグリセロールを加熱すると、グリシドール脂肪酸エステルへ変化しないのか。GEに変化するなら、トリアシルグリセロールからGEに変化する率と比較して、DAGから多くなる可能性はないか。GEに変化するなら、加熱禁止の表示の強化やその理由の明示が必要、こういったコメントが寄せられております。

事務局からの審議経過の説明は、以上でございます。

○受田部会長 ありがとうございます。

今の事務局からの説明に加えて、その中で御紹介をいただいた資料1－3を私から簡単に御説明をし、前回の議論を少し振り返っておきたいと思います。

先ほどございました新開発食品調査部会のみならず、調査会からの部会への申し送り事項もございましたけれども、これと重複する部分もございます。また、今村委員の資料4の内容とも重複している部分がございますけれども、前回、委員の皆様から活発な御意見、御質問等を頂いた中身であることで、御理解を賜ればと思います。

資料1－3を御覧いただきまして、主にポイントは3つ、その他に2つ入れております。

1つ目は、先ほども出てまいりましたグリシドールエステルのお話でございます。前回、エコナとの相違点ということで、特保の取下げがこれまで過去にありました。その問題がここに書いてあるGE、グリシドール脂肪酸エステルの発生があったことを踏まえて、GEに関して、今回の製品について、問題がないことをよりデータ的にお示しをいただきたいということだったと思います。

具体的には、GEの発生機構に関する説明、また、今回、申請をしておられる製品中のGEの低減化策、あるいはこの後の問題とも絡んでいきますけれども、仮に高温調理に供したときに、この製品からGEが発生する懸念はないのか、こういったデータに関しての意見が出ていたということが1点でございます。

2つ目は、過剰摂取のリスクでございます。利用する方が特にボトルの形態ということでしたけれども、蓋を外すという利用の方法を考えられた場合にどうなるのか。そういった過剰摂取に関する注意喚起を含めて、対策を講じる必要があるのではないかと。特保の対象には当然ならないわけですが、子供が摂取をする場合のことを想定した予防的な措置に関しても考慮をされたいということが2つ目です。

3つ目は、科学的なメカニズムの説明で、関与成分に関して、ジアシルグリセロールが有効であるということが書かれておりますけれども、その中に含まれている脂肪酸としての α -リノレン酸の効果も当然含まれており、両者の寄与度の違いといったところについても、より詳細な実験データに基づくメカニズムの説明が必要である、こういった御指摘をいただいたと思います。

併せて、その他のところもございますように、ヘルシアという商品名がこれまで例えばカテキンを含有する商品名として使われ、定着をしていることがあるわけですが、今回のこういったジアシルグリセロールを関与成分とする商品に、新たにヘルシアという商品名が付けられることに関しての問題はないのか。

最後ですけれども、特保の摂取をお勧めする対象者は、調査会の議論を経て、BMIに関する対象者を表現としては削除をする形で、今、部会に申請が来ておりますが、むしろBMIの表現を削除せず、摂取を勧められる方を明確にしておいたほうがよいのではないかと。こういった意見が出てきたと記憶しております。

まずこの資料1-3を御覧いただいて、前回の振り返りということにさせていただきたいと思います。

ここからなのですが、前回、今期1回目の新開発食品調査部会でしたので、初めて御出席いただいた委員の皆様とともに、今後の進め方に関しても意見交換をし、共有いたしました。特にこういった新規案件に関しては、できるだけ課題や問題点、疑問点を出し尽くして、そして、申請者にそれをお返しする。それを申請者側で1つ1つ対応していただくことで、そのプロセス、対応方法に関して、この部会で妥当性等について御審議をいただき、最終的には特保としての申請を許可するかどうか、結論に至るということで進めてまいりたいと申し上げております。

前回は、時間も限られていたこともあり、また、1回目ということもあって、活発な御意見をたくさん賜り、意見としてまだ出し尽くしていなかった部分もあったと思います。それで、今日、初めて御出席をいただいた田中委員、松藤委員も含めまして、前回、御出席いただいた委員の皆さん

を含めて、今日、整理しております資料1－3以外にも指摘すべき内容、あるいは疑問点として挙げなければいけない点があれば、先にそういった意見を出し尽くしていただいて、それをある意味分類するといいますか、類型化をしていって、申請者に対して指摘をするところで整理をしていき、また、既に御提出いただいている資料の中に、委員の中から御質問いただいた内容の答えが含まれているような場合には、それについて、事務局のみならず、消費者庁からもいらしていただいておりますので、お答えをいただいて、納得いくかどうか、そういう形で議論を進めてまいりたいと思います。流れとしてはよろしいでしょうか。

そうしましたら、御出席の委員の皆様から、まだ出し尽くしていない意見、新たな疑問や指摘事項を特に御発言いただき、それで整理をしまいたいと思いますので、御発言がある方は挙手をお願いいたします。松永委員、お願いいたします。

○松永委員 松永です。

もしかすると、これは第一調査会でも御検討されているのではないかと思いますので、どういう議論になったのかということをお伺いしたいと思ひまして、まずは発言させていただきます。

私の懸念は、使用用途のところを見ると、今までの油の置き換えにならずに、むしろ油の消費は増えてしまうのではないのかという懸念を持っています。申請資料概要版のAで、ページが振っていないので、説明しづらいのですが、5の食用油の消費形態の変化、非加熱用途での使用機会の増加というところがあって、確かに非加熱の油の使用実態調査では伸びていると書いてあるのですが、ドレッシングとかに使われている、あるいはヨーグルトやスープ、みそ汁等にも加えるみたいな、そういう用途が広がってきていますということが書かれていて、この用途の置き換えとして、今までアマニ油などを使われていた置き換えとして、この「ヘルシア サッと健膳」という油はどうですかという文脈になっていると思うのです。

ドレッシングになると、置き換えになるのだと思うのですけれども、果たして焼き魚にかけるとか、みそ汁にかけるとか、置き換えになるのか。消費拡大になるのではないかと懸念するのです。もちろん油が必要な人もたくさんいらっしゃいますので、そういう意味での消費拡大はいいのだと思うのですけれども、この効果の根拠になった論文を読むと、BMIが25から30までの人を対象にしている。つまりは日本の基準でいうと、肥満の人なのです。肥満はいろんな疾患のリスク因子なので、体重を減らしなさいということは、摂取エネルギーよりも消費エネルギーを増やさない、それで体重を減らしていきなさいという方向で指導が行われると思うのです。日本の食事の摂取基準の2020年版を見ても、目安は25より下げなさいという方向で設定されています。

そういう状況で25から30の間の人に効きます、内臓脂肪を減らしますというデータがあって、それを根拠にその人たちに食べてもらおうと、保健の目的を期待できるとして食べてもらおうというときに、それで油の消費が増えてしまったら、1日僅か22.5キロカロリーなのですから、その人たちは肥満なので、消費を減らしていきましょうという方向で、もしそれで消費が増えていってしまうことになると、そこに矛盾が起きてしまうのです。そういう矛盾を抱えながら、他の油を減らしながら、これをかけてということを理解してもらって、食べていってもらわなくてはいけないものだとは私は思うのですけれども、それがこの容器のパッケージとかで伝わるかということ、私は伝

わないと思うのです。

これは内臓脂肪を減らすものだから、かけて大丈夫なのだと理解して、今までかけていなかったものにかけるという食行動につながっていかないかということを、大変懸念しています。僅かなキロカロリーなのですけれども、そういう方向性にあるものを健康にいい、特定保健用食品として認めるところに、この制度としての矛盾がないのかということを疑問に思っているところです。

非常に細かい話だし、僅か22.5キロカロリーとも言えるのですけれども、制度の根幹に関わる話なのではないかと思しますので、その辺りがどういうふうに第一調査会で議論されていて、私たちはどういうふうにこの問題を整理したらいいのかというところを、先生方の御見解をお聞かせいただければと思います。

以上です。

○受田部会長 ありがとうございます。

今、第一調査会というお話があったので、石見委員にお答えをいただいて、それでまた議論を深めていきましょうか。石見委員、よろしいですか。

○石見委員 第一調査会では、今、御指摘のあったような置き換えについてどうかとか、摂取がカロリー的に増えてしまうのではないかと、そこは特保の制度としてどうなのだというような、特にそこに焦点を当てた議論はしておりません。正しくそれは部会での議論になると思います。

○受田部会長 ありがとうございます。

調査会では議論に上っていない。新開発食品調査部会が効果・効能、あるいは消費者に対する誤認とか、そういったリスクをしっかりとチェックをしていく。より特保としての消費者サイドに立った利用を念頭に更に御議論いただくということでございますので、今、石見委員から調査会の座長としてお答えいただきましたけれども、今の御懸念に関しては、ここで議論をします。

恐らく今の松永委員の懸念は、広い意味で見れば、過剰摂取の問題、ここに入ってくると思いますので、今の点、資料1－3でまとめた過剰摂取の懸念の具体という形で問題提起をいただいたと取り扱わせていただきたいと思います。ありがとうございます。

北嶋委員、お願いします。

○北嶋委員 座長代理としての補足となりますけれども、正に申し送り事項の（4）のところは、御指摘の「置き換え」の問題ではないのですが、1回当たりの2.5gの量をちゃんとこの容器が担保をしているのかということに、その問題を込めている認識であります。松永委員がおっしゃったように、過剰摂取を抑制するためにボトルの構造として1回当たり□□、あるいはチューブですか、それ以上摂られるということは、正に表示の問題でして、調査会で過剰摂取としての議論はしております。「置き換え」という観点の議論はなかったと思います。

以上、補足させていただきました。

○受田部会長 ありがとうございます。

そういう意味で、ここからこの後は、容器の形状を含め、置き換えの用途の部分も含めて、過剰摂取の懸念について、データの取扱いと、さらには実際の用途の誤認といえますか、誤った使い方をする消費者に対して、どういうふうに対応していくかという観点で、今のお話を整理していき

たいと思います。

他にいかがですか。

1回目の部会及び少し御議論いただいておりますけれども、そういった内容を含め、資料1-3、さらには調査会から調査部会への申し送り事項として含まれている内容、かなり重複しているのですけれども、この中に全て網羅されているという扱いで構わないのであれば、1つ1つその懸念に対して、お答えできるデータがあるかどうか、また、配慮がなされているかどうかで、さらにはそれが見られない場合には、申請者に対する指摘事項という形で、具体的にこの部会を通じて、申請者へ指摘する内容に関して、御議論をいただくようにしたいと思います。ここからはそういうふうに少し絞っていく方向でよろしいですか。ありがとうございます。

それでは、ここからは資料1-3、資料1-2をトータルで御覧をいただき、さらに先ほど今村委員の御指摘も資料4にありますけれども、基本的には過剰摂取の問題と加熱、ヘルシアというブランド、さらには過剰摂取に関しては、ボトルの形態の話プラスグリシドールエステル生成等に関して、これで網羅されていると思いますので、順番に対応がどうなっているか、もう少し見ていきたいと思います。

資料1-3で見てみるとすると、資料1-3は私がまとめて、今、冒頭に御説明を申し上げました資料でございますが、この順番で進めていきたいと思います。

1つ目がGE、グリシドール脂肪酸エステルに関してですけれども、これに関しては、申請者側からお出しいただいている資料の中に、これに対する回答のデータは入っているのでしょうか。事務局、分かる範囲でお願いします。

○消費者委員会事務局 製品中でのグリシドールエステルの含量が□□ということは、製品規格ではっきり示されておりますけれども、この製品を加熱したときにどうなるのかというところまでのデータはなかったと思います。

○受田部会長 ありがとうございます。

□□であるというデータのみ認められるということで、今回、部会を通じて得られた、実際の製品中に□□であったとして、例えば加熱をしたような際に、こういう成分が発生する可能性はないのかという点については、委員から出た疑問、課題であると考えられると思うのですけれども、この点についてはいかがでしょうか。部会として申請者側にこの内容で一度対応を求めていくという考え方でいきたいと思うのですけれども、よろしいでしょうか。

そうしたら、この点について、まず申請者側に意見として出すということです。

次、過剰摂取に関して、話を移したいと思うのですけれども、いろんな過剰摂取の具体的な懸念があったのですが、前回の部会においては、例えばボトル状の形態をしている蓋の部分を外して使う消費者がいたらどうなるのだろうという、過剰摂取の具体的な懸念が御発言の中であったと思います。ボトルの形態に関しては、どういう形のものなのでしょう。事務局、御説明いただけますか。

○消費者委員会事務局 このキャップについて、申請者に確認してみました。まずキャップの付け方としては、ねじで付けるタイプではなく、強い力で打ち込む、はめ込むタイプのキャップということです。

第52回新開発食品調査部会 議事録

嵌合強度につきましては、市販の同じような形状のキャップと同等の嵌合強度を持たせて設計しているという回答をもらっております。

○受田部会長 恐らくボトル状で蓋が完全にはめ込み型になっていて、開封していただくときに、皆さんは上の部分を苦勞して外しておられると思うのですけれども、あのタイプの蓋を連想すればよろしいのでしょうか。そういうところから、食卓であれをわざわざ外して大量に使おうという行為を取られるかどうか、いささか余り合理的な行動ではないようにも思うのですけれども、事業者サイドとしては、そういう蓋が外れない構造にしているということだと思います。

あと、過剰摂取に関して、先ほど松永委員からは、置き換えにならない、新規の用途をこの商品によって拡大していくことがあり得るのではないかと、そういう問題が提起されたわけですが、この点に関してはいかがでしょうか。

まず1つ言えるのは、これまでも同様の置き換えを念頭に置いた特保としての油に関する商品は、既存のものがあるのですか。事務局からお願いします。

○消費者委員会事務局 今、全てを洗い出したリストは持っておりませんが、食用油で1品、許可の商品はございます。

あと、失効届が出されていなければ、まだ生きているものとして、昔、マーガリン形状のものも許可されていた実績はあったと記憶しています。そういったものもあったところがございます。

○受田部会長 それと、この話は先ほど松永委員の御発言の中にありましたけれども、前回の部会でもBMIが高めの方が対象であることをもし明確にすれば、BMIが高めの方に関しては、まず過剰なエネルギー摂取を避ける、これは基本的なスタンスで御理解をいただいた上で、この商品に要は更に効果を期待しようという形になるとすると、どんどん置き換えが過剰摂取を促進する形に一般的にはなりづらいようにも思うのです。つまりBMIが高めの方という対象者を明確にすることによって、その懸念をできるだけ解消していく、そういう形も可能なようにも思うのですけれども、いかがでしょうか。どうぞ。

○松永委員 その辺りの判断は難しいところで、前回の会合では、どうもそこら辺が自分ではつきりしなくて、発言しなかった経緯があります。今のところでいろんなパッケージの外装の展開図が載っていますけれども、和洋中いろいろな料理に合う、毎日のみそ汁やトーストにもということ、サラッとしているので、かけた食事が油っぽくならないという、いろんな形でこれは健康にいいのだということを訴求しています。

例えばこの商品がドレッシングだったら、今まで使っていたドレッシングを置き換えますということで、すんなりそういう消費になるのだと思うのですけれども、この商品自体は、今のところ、そういう形状にはなっていないので、こういうふうに書かれると、問題ないのだと、かけて健康にいいのだという誤解を生みかねないと思うのですが、ちょっと迷うところです。どうでしょうか。

○受田部会長 前回も複数の委員から、毎日のみそ汁やトーストという表現には、いろんな意味で誤解というか、間違った使い方を誘導してしまうのではないかとのお話がありました。具体的には、例えばトーストにこの商品を塗布したような形で、そして、そのままトースターに入れて焼くという、温度をかけるようなことも、消費者サイドから見たら、こういう表示であるとする可能性

もある。そういう意味で、用途が拡大をし、さらには別問題ではあるのですが、本来はそのまま召し上がるタイプの商品なのに、余分な加熱をしてしまうというところが誤認ではないのですけれども、誤った使用方法になってしまう可能性がある。

そう考えていくと、恐らく1つの問題は、パッケージに書いてある毎日のみそ汁やトーストにもという表現を部会においては、置き換えを念頭に置いた商品設計であるにもかかわらず、用途の拡大によって過剰摂取を誘導してしまう、あるいは更にそれを余分に加熱してしまうというような消費行動を、表示の広告に相当するようなメッセージから懸念されるところで、こういうところを書き改めてもらうことは1つ、今までの松永委員の意見、あるいは前回の部会での意見を解消するには、具体的な提案、指導になるのではないかと思いますので、いかがでしょうか。石見委員、お願いします。

○石見委員 調査部会への申し送り事項の(2)なのですが、調査会でも加熱調理を控えてくださいとは書いてあるのですが、注意喚起表示について分かりにくい、更にもう少し強いものが必要ではないかということで、部会に諮っておりますので、そこは注意喚起について、是非御意見をいただければと思います。

○受田部会長 ありがとうございます。

今、石見委員からコメントをいただいたように、調査部会への申し送り事項として、第一調査会から具体的に頂いている課題にもつながってくる。ですから、一層過剰摂取を防止する実際の注意喚起表示を先ほどの毎日のみそ汁やトーストにもというような、こういう部分を具体的に挙げるわけなのですが、念頭に置いて改善をしていただく、工夫をしていただくことを、この部会から申請者側に提案をするということでいかがでしょうか。

もしそれが部会の委員の皆様からお認めいただければ、今、資料1の石見委員から御指摘いただいた申し送り事項の(2)や(1)の過剰摂取、これは全部関連していく可能性がありますし、資料1-3における2つ目の過剰摂取の懸念、こことも当然つながっていくことで、今、具体的に商品の提案されている内容に関して、具体的に改善が事業者側においても図られるということになると思いますが、いかがでしょうか。木村部会長代理、どうぞ。

○木村部会長代理 木村です。

私もそのように思います。どの段階で意見を申し上げていいか分からなくて、発言をここでさせていただきたいと思うのですが、油をみそ汁に入れるのは、置き換えではなくて、やはりプラスであると普通は思うのではないのでしょうか。それは油をかけることで体にいいのだという誤解を生んでしまい、過剰摂取というか、プラスカロリーを取るという意識はないと普通の方は思うのではないかと私は考えます。

もう1点なのですが、表示を見ていまして、みそ汁にもというときにぱっと浮かんだものは、みそ汁の中に冷たい油を入れるということではなくて、けんちん汁のつくり方で、肉とか、野菜を先に油でいためてから、だしを入れるという方法があるのですが、そういったことにお使いになる可能性があるのではないかという気がしまして、そうすると、1回分、例えばボトルですと、1回は2.5gですから、それだけ出るのですが、何回でもプッシュできるわけですから、

過剰摂取をしてしまうことになるのではないか、そういうことをきちんと理解しないで使ってしまうのではないかと懸念を考えてしまいました。

そういうことで、加熱することで成分が、先ほど部会長がおっしゃったグリシドールエステルが発生するのかということプラス、成分が変化するのではないかと、有効性がなくなるのではないかと申し送り事項の(2)の過熱を抑えるところにも関連しますけれども、そうした懸念とか、いろいろなことが考えられると思っております。

○受田部会長 ありがとうございます。

正に全部がつながっていくことなので、そのままかけて食べるタイプ、これが誤認をされて、新たな用途をたくさん、あるいはそれが余分な加熱につながらないように、申請者側に一層注意喚起を表示として行っていただくということを通じて、指導していくことを考えたいと思います。

それでは、まず過剰摂取の懸念、資料1-3の2つ目の部分、それから、資料1-2における調査部会への申し送り事項の(1)(2)までは全部関連し、さらに過熱をした際の懸念である資料1-3のGEの生成に関して、これはデータをお示しいただくことによって、より製品の安心・安全の部分を担保していただくことで、一連のここまでの議論で整理ができつつあると思うのですけれども、ここまでよろしいですか。

そうしましたら、次ですが、資料1-3の3つ目で四角に囲っておりますけれども、科学的なメカニズムに関して、前回、部会から出された2行にわたって書いてあるDAG、ジアシルグリセロールが有効なのか、 α -リノレン酸が効果を持っているのか、ここに関しては、事務局、いかがでしょうか。これに対するデータはありますか。

○消費者委員会事務局 お手元の概要版のウの項目の31ページを開けていただけますでしょうか。32ページに結果が出ておりまして、32ページを御覧ください。

3本ないし4本の棒グラフの表が5つほど載っておりますが、上にグラフのBとCですが、Bは肝臓での β オキシデーシンの強さです。Cは小腸での β オキシデーシンの強さを示したものです。

サンプルといたしまして、4つありますけれども、それは前のページに書いてはありますが、一番右側の14%TGとありますものは、14%のダイズ油とナタネ油の混合油でございます。ある意味コントロールになる油です。

真ん中の2つ、まず右から2番目の10%TGプラスARATGというものは、10%のトリグリに4%の α -リノレン酸を含むトリグリを加えたものです。つまり4%分、一番右と右から2番目は、脂肪酸組成が違っていることになります。この2つを比べていきますと、一番右よりも右から2番目のほうが β オキシデーシンの活性が上がっていることが示されております。

さらに右から3番目です。10%TGプラスALADGというものは、4%の油を α -リノレン酸リッチなジアシルグリセロールに変えたもの、右から2番目と3番目では、添加した油の脂肪酸はどちらも α -リノレン酸ですけれども、TGなのか、DGなのか、その違いです。

トリグリをジグリに変えると、更に β オキシデーシンの活性が上がるということで、寄与率という言葉を使ったときに、ジアシルグリセロール構造が何パーセント、 α -リノレン酸が何パーセ

ントと、そこまで正確な数値で示すことは難しいと思いますけれども、ジアシルグリセロールとしても効いている、さらにそこに含まれる脂肪酸にも α -リノレン酸が効いているということは、このグラフから読み取れるのではないかと考えます。

以上です。

○受田部会長 ありがとうございます。

資料1-3にありますDAGと α -リノレン酸、それぞれの効果がどの程度比率的に認められるのかという点に関しては、今、事務局から御説明をいただいたデータによって、一定の違いが確認できるのではないかとということでございましたが、この点でもうクリアになったという扱いでよろしいですか。北嶋委員、お願いします。

○北嶋委員 これもまた補足となります。24ページに、これは前回、私から紹介させていただいたのですが、絵が載っておりまして、もちろんどちらが分かりやすいのかということは、委員の先生によって違うと思うのですが、この絵は、 β オキシデーションや消化管からの吸収などについて、すなわち、申請者の想定しているメカニズムをここで掲げているものとなります。これは前回も指摘させていただきました。

○受田部会長 そういう意味では、部会でこういったメカニズム的な疑問というか、御意見は出ましたけれども、先ほどの事務局が引用したデータ、先ほど24ページのスキームで北嶋委員から補足をしていただいたメカニズムの説明、体内動態です。こういうものをもって、科学的な説明に関しては、十分に理解ができるという説明でよろしいでしょうか。石見委員、いかがでしょうか。

○石見委員 栄養学的にこういうような評価を行うときには、エビデンス・ベースド・ニュートリションに基づいて評価するのですが、重要なのはアウトカムで、メカニズムはもちろん必要なのですが、それが全て100%説明できるということは、栄養学において難しいところがあって、全て可視化はできないわけです。なので、関与成分で内臓脂肪に有効に働くというアウトカムが出ていますし、メカニズムもそれ相応のメカニズムが出ていますので、十分ではないかと思います。

○受田部会長 ありがとうございます。

調査会並びに今、部会においても、更に考え方を御説明いただきましたので、これをもって、資料1-3の3つ目の科学的メカニズムの説明は、十分に学術的、科学的、また、合理的に説明をしていただいているという扱いでよろしいでしょうか。ありがとうございます。

そうしましたら、後の積み残しは、資料1-3の一番下のその他の1つ目、これが資料1-2の申し送り事項の(3)と同じ内容ですので、ここに関して確認したいと思います。この件は、ヘルシアという名称の商品名のカテキンイメージが強いというお話だったのですが、事務局に調べていただくと、それ以外にもいろんな成分を含有するヘルシアシリーズがあることが分かりまして、そこを御紹介いただけませんか。

○消費者委員会事務局 それでは、ヘルシアという名称でどんな商品があるのかということを簡単に説明させていただきます。

まずは特定保健用食品というカテゴリーに限って見てみましても、皆様、御承知のヘルシアのお茶ですとか、ウォーター、そういったものはカテキンが関与成分になっておりますけれども、それ

以外にヘルシアコーヒーというものがございます。これの関与成分はカテキンではなく、コーヒー由来のクロロゲン酸類というものが関与成分として特保の許可を取得している、そういった商品がございます。

特保以外になりますけれども、届出制の機能性表示食品がございます。この中にもヘルシアという商品名を付けたものが幾つかございまして、内臓脂肪が気になる方ということで、カテキンを表示関与成分としておる商品もございます。血圧が高めの方ということで、特保と同じようにクロロゲン酸を表示関与成分にしたものもございます。さらにLDLコレステロールが高めの方といった商品で、プロシアニジンポリフェノールを表示関与成分としたものもございます。

カテキン以外にもクロロゲン酸、プロシアニジンポリフェノール、そういったものが効果の元となる関与成分、表示関与成分として使われた商品が既に世の中に出ている状況でございます。

○受田部会長 ありがとうございます。

この点は、前回、木戸委員からも、確か御指摘をいただいております、今日、御欠席ですけれども、竹内委員がマーケティングの御専門のお立場で、ブランド戦略の1つだろうという御発言をされた記憶がございます。

今、改めてヘルシアのラインナップ、いろんな関与成分が既に上市されているということを受けると、これも1つ、新たなラインナップに加わるものという扱いだと思うのですが、いかがでしょうか。木戸委員、コメントはございますか。

○木戸委員 特保であれ、機能性食品であれ、ヘルシアという名称は企業が付けたもので、その企業戦略として、同じ名称でいろんな形に展開していくことは、制限すべきではないとは思いますが、ただ、同じ名称でいろんな機能性成分の違うものが入っているという、その表示の仕方というのですか、そこは少し考えていただいたほうが消費者としては分かりやすいのではないかと考えています。

○受田部会長 ありがとうございます。

今、正に御発言いただいたとおり、部会においても、これだけ関与成分がヘルシアというシリーズの中で上市されている認識も正確には持ち得なかった部分もありますし、これは何というか、プロモーション的な部分でも消費者に対する浸透を一層図っていただくべきということで、こちらが名前を変えるように指導するような話ではありませんので、ぜひプロモーション上、そういったヘルシアの価値訴求を徹底していただくことを、意見として出しておくことは必要だと思います。ありがとうございます。

恐らくブランド拡張などという言葉はマーケティングの世界では使っていると思うのですが、より浸透したブランドを別の領域に拡張していく戦略ですので、拡張していくのであれば、しっかり拡張していることを消費者の認知の下で進めていただければ、より戦略も実効性があるということだと思います。

この件に関しては、今のような意見を添えさせていただくということでよろしいでしょうか。ありがとうございます。

そうしましたら、資料1-3の最後はBMIの数値を入れる、これはよろしいですか。対象者を明確

にしましょうと、これがいろんなところに先ほどの過剰摂取の懸念を払拭していくことにもつながっていくと思います。その点の対象を明確にさせていただきます。

石見委員、特に調査会において、この対象はいろいろやり取りで、事業者が削除してきたのではなかったのでしょうか。

○石見委員 削除するよにということで削除したのですね。

○受田部会長 そういう意味では、調査会で御指導されたことをこの部会でもう1回表示するよにという、そんな話になってしまうのですけれども、問題はありますか。

○消費者委員会事務局 やむを得ないのではないかと考えます。また、幸いなことにいってはおかしいのですけれども、申請者にとっても、元に戻すことはさほどの大きな負担をかけることではないので、部会の御意見として、BMIがあったほうがよろしいということであれば、その旨を伝えることは十分に可能だと思います。

○受田部会長 ありがとうございます。

そういう意味では、調査会でここを削除した経緯をしっかりと踏まえて、それを部会において、なぜBMIを書くように要請をしていくか、要は調査会と部会との視点の違いの部分もしっかり説明をして、そういう対象者を明確にする意見を出すようにさせていただきたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

そうしましたら、残りはこれで資料1－3は全てクリアされたので、資料1－2の申し送り事項も、先ほどボトルの製品の容器に関してという部分は、十分に御意見を賜り、そして、そのボトルの形状に関しても、イメージを共有していただきましたので、これもクリアという形で取り扱いたいと思うのですけれども、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

そうしましたら、ヘルシアに関しては、前回から今回に関して、部会において熱心に御議論をいただきまして、幾つか課題がありますので、グリシドールエステルのこと、過剰摂取の懸念、加熱をしないよにという点がポイントだと思いますけれども、それに比べて、BMI対象者を明確にする、こういう部分を申請者に対して、部会からの意見として発出をするという形で取りまとめたと思います。要は今回このまま認めるというわけではなく、もう1回、申請者側に意見を出すということになると思います。

問題は、その後なのですけれども、部会においては、一般的に申請者にここで出た審議内容を踏まえて、修正を要請する。その修正が出てきたときに2つやり方がありまして、もう一度、次回、あるいは出てきた直後の部会において、再審議をしていただく、これが1つです。

もう1つは、基本的には議論は尽くしているので、申請者側が適切な改善を施せば、例えば部会長預かりにさせていただいて、それが適切に改善されていることをもって承認をするという形もあり得ます。

そのどちらを選択するか、最後に御意見をいただきたいと思うのですけれども、北嶋委員、どうぞ。

○北嶋委員 資料1－3の最初のところとも関連するのですけれども、本日御欠席の今村委員が御発言されていたと記憶しておりますが、グリシドールの発生いかんというところは、部会長のおつ

第52回新開発食品調査部会 議事録

しゃったとおりなのですけれども、このことに加えて、「エコナとの相違点についてちゃんと議論しなさい」ということが、前回の部会での宿題でして、調査会でもグリシドールエステルは□□である、規格のところで努力していると事務局からあったとおりなのですけれども、それは本製品の話であって、エコナの際の、いわゆる反省を踏まえて、それとこの際は社会的なインパクトが大きくありました。つまりは「エコナとの相違点」という表題のとおりなのですけれども、この点を申請者に確認した方がよい、ということは部会にて共有したほうがよろしいのではないかと思います。

○受田部会長 御意見をありがとうございます。

したがって、今の北嶋委員の提案は、次回の部会において再審議をし、しっかり部会において納得をし、その次のプロセスに持っていこうということによろしいですか。

基本的にそういう考え方でよろしいでしょうか。いつ回答が得られるかによると思うのですけれども、最も早ければ、次回の部会に継続審議で上げる、回答を待って、そういう形で他の委員の皆様、よろしいでしょうか。ありがとうございました。

それでは、ヘルシアに関しては、そういう取扱いにさせていただきたいと思います。

事務局から今の確認をお願いできますか。

○消費者委員会事務局 順序は後と先が逆になりますけれども、まずこの品目の取扱いに幾つか指摘を出しまして、ここの扱いとしては、継続審議とするということによろしいわけですね。

その指摘の内容ですけれども、具体的に申請者に伝えます文言につきましては、今日の議事録等を読み返しながらか作成させていただいて、部会長と相談して、最終的な文言を決めさせていただきたいと思います。内容的には、まず1番といたしまして、加熱時のGE、グリシドール脂肪酸エステル発生の有無といいますか、その辺に関わることですね。まず1点目、それによろしいでしょうか。

○受田部会長 今、北嶋員からもコメントをしていただきましたので、要はエコナとの相違点です。

○消費者委員会事務局 済みません。事務局から委員の皆様の御考えをお聞かせいただきたいのですけれども、エコナとの相違点を指摘するのは、難しいところもあるのかというようにも感じるのですが、いかがなものでしょうか。

○受田部会長 質問の意味がよく分からないのです。

○消費者委員会事務局 こちらの部会で申請書の内容に足りない点、もう少し補足説明してほしい部分があるからということで返すわけです。それは部会として、この申請をされた品目を特保として認めて差し支えないのか、あるいは今あるデータだけでは許可できないのかという判断材料として追加の資料なり、申請書の見解を求める、そういうことだと思うのですが、エコナとの相違点は、もう少しポイントがあるのかもしれませんが、そこを絞って申請者に伝えませんか、それが許可要件として部会がお認めになるかどうか。

○受田部会長 言っている意味が回りくどいので、よく分からないのですけれども、エコナという言葉を出すか、出さないかで、あるいはポイントは、ジアシルグリセロールは、エコナにおいて取り下げられた関与成分ですね。ですから、それはもう事実ですので、類似している商品の申請であ

ることを踏まえて、過去の歴史から見て、そのときに問題になった夾雑物質とっていいのでしょうか、副産物であるグリシドールエステルに関しての挙動について、我々は安全・安心の視点から確認をしたいのだと、それはエコナのことを明確に言っていることにはなるのですけれども、そういう発出の仕方は、全く問題ないように思うのですが、いかがでしょうか。

○消費者委員会事務局 今、部会長が後半で言われたグリシドール脂肪酸エステルの挙動ということについての説明、そういった方向、ポイントでよろしいわけでしょうか。

○受田部会長 結局、部会の総意として、これは前回の意見でも出ました。今回も明確にエコナとの関係性については、はっきりしておかないと、部会としては安全だと言われて、そして、安心の部分も含めて、しっかりと納得をしたいということなので、それ以上もないし、それ以下もないし、そこでエコナを出していいか、悪いかは、オープンになるものでもありませんので、この部会からの意見ということで考えていって、何かまずいことはありますか。

事務局で整理してください。具体的に申請者に対して、今日、出た部会での意見として提案をする。こういう文言にしますということを後ほど具体的に文章にして、確認をしていただきます。1回、そういう意味で、ここで切ります。

○消費者委員会事務局 分かりました。具体的な文言については、そうさせていただきますが、項目の内容として確認させてください。

あと、過剰摂取についての注意喚起表示といいますか、その辺の問題です。それから、加熱はGEとも絡むかもしれませんが、加熱調理に対しての注意喚起表示ということが1点あると思います。

指摘として大きく出すものは、その3点になると思いますが、その他にヘルシアブランドの問題につきましては、ヘルシアという名前を変えろという指摘は要らないということでよろしいわけですね。こういう御意見があったということを申し添える程度でよろしいわけですね。

○受田部会長 はい。それは結論で出ています。

○消費者委員会事務局 もう1点、対象者にBMIが高めの方という言葉ですが、これは入れるように、以前のように戻すという指摘内容でよろしいわけですね。

○受田部会長 はい。先ほど私が補足をした、ちょっと枕言葉が要りそうだと思っていますので、それはテブ起こしをしていただいて、そこを文章に使ってください。

○消費者委員会事務局 それでは、繰り返しになりますけれども、具体的な文言につきましては、整理した上で御相談をさせていただきたいと思いますが、内容的には、今、申し上げた方向での指摘ということを出させていただきたいと思います。

○受田部会長 はい。

それで先ほどのやり取りの中で、グリシドール脂肪酸エステルのところは、こういうような形で意見を出すという、それがいいのか、悪いのかという問題があるとすれば、この後、2つ目、3つ目の議論の間に文章を作っていただいて、部会の委員の皆さんに確認をしていただければ、一番手っ取り早いというか、効率的だと思ったのですけれども、先ほどのこだわっておられた意味が分からないのです。

○消費者委員会事務局 次の品目の議論の間ということとは、正直に申し上げて、時間的に苦しい

第52回新開発食品調査部会 議事録

と思いますが、何を言わぬとするのかということについては、整理して御説明させていただきたいと思います。

○受田部会長 最後のところということですね。分かりました。

それでは、一旦整理をさせていただきましたけれども、申請者に対する意見、今日の部会の御意見をまとめまして、次回、継続審議をさせていただきますということで整理をいたします。ここまではいいですか。

今、吉田先生が御到着をされました。どうぞ。

○吉田委員 すみません。コロナウイルスの対応のことで少し遅くなりました。

○受田部会長 すみません。ありがとうございます。